資料２－２－２
厚生労働省提出資料

（2）生活復興から発展する地域包括ケア

長期化する避難生活への支援（コミュニティの維持・再構築、健康）

＜関連施策、うまくいっている取組等＞

（地域コミュニティ復興支援事業）

○　被災地の一人暮らしの高齢者、生活に困窮している方や県外に避難されている方などに対して、社会福祉協議会やNPOなどが行う巡回訪問による見守りや総合相談等を実施する経費について支援している。

（被災地健康支援事業）

○　仮設住宅等で生活する被災者の健康確保のために実施されている、自治体による継続的な巡回相談の実施や保健師等の人材確保等の取組みを支援している。

＜困難な点、今後の課題等＞

（地域コミュニティ復興支援事業）

○　避難生活の長期化に伴う孤立防止等のために、継続的な支援が必要。

○　復興に際した新たなコミュニティ形成の必要性。

（被災地健康支援事業）

○　今後も被災地では心のケアを含めた様々な保健ニーズが生じることが予想され、保健師等専門職の人材確保が人材面・財政面で課題。

（2）生活復興から発展する地域包括ケア

地域包括ケアの検討（将来の少子高齢化社会のモデルを被災地で先駆的に）

＜関連施策、うまくいっている取組等＞

（介護等のサポート拠点）

〇仮設住宅での高齢者等の安心した日常生活を包括的に支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営し、被災地での地域包括ケアの体制整備に重要な役割を果たしている。

（平成24年10月1日現在の設置箇所数（予定含む）は115箇所。平成25年度概算要求で30億円を計上。）

〇例えば、東松島市のサポート拠点では、戸別訪問等により得た個人の情報をデータベースで一元的に管理し、行政や関係機関（介護や医療、生活支援団体、弁護士等）と連携し、見守りや交流イベントの開催、弁護士等による相談会等を実施している。

（在宅医療連携拠点事業）

〇在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、医療と介護が連携した多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に取り組んでいる。

（平成24年度は全国105箇所（うち被災3県で8箇所）で実施。平成25年度概算要求で31億円を計上。）

〇例えば、石巻市立病院開成仮診療所では、仮設住宅（開成仮設住宅）のプライマリ・ケアを担いながら、連携の拠点として、保健活動や在宅医療に取り組んでいる。

＜困難な点、今後の課題等＞

（介護等のサポート拠点）

〇　被災者を総合的に支援できるよう、人材確保やケアの質の向上

（在宅医療連携拠点事業）

〇　在宅医療・介護連携の地域全体への面的な普及

（2）生活復興から発展する地域包括ケア

その他（医療従事者・福祉人材の確保）

＜関連施策、うまくいっている取組等＞

（被災地における主な医療従事者確保対策）

○　全国の医療関係団体からなる「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医療従事者の派遣を調整している。

○　医療従事者の確保対策に活用可能な地域医療再生基金を、被災県に交付した。（被災３県に、平成22年度補正予算及び平成23年度第３次補正予算で合計1,080億円を確保）

○　医師不足病院の医師の確保の支援等を行う「地域医療支援センター」（被災３県は設置済）について、運営費を補助している。

○　福島県における医療従事者確保対策として、緊急時避難準備区域であった相双地域等について、現地の医療機関・福祉施設の従事者確保の支援等を行うため、「厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター」を設置している。

（被災地における福祉人材確保対策）

○　相双地域等における介護職員不足に対しては、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置し、雇用による職員の確保を基本としつつも応急的な措置として、福島県社会福祉協議会等関係団体の協力を得て、県外からの介護職員等の応援事業を実施している。

　なお、第1期応援期間（平成24年7月1日～9月30日）は双相地域の特養5施設に対して、延べ42人が応援しており、これに続く第2期応援期間（10月1日～12月31日）はマッチングの結果、延べ48人の応援が見込まれている。

○　福島県における福祉人材確保のため、福祉人材センター（福島県社会福祉協議会に設置）では、ハローワークと合同で福祉関係就職面接会を開催する等連携を図り、より多くのマッチングを推進している。

地域コミュニティ復興支援事業
（社会的包摂・「絆」再生事業の一部）

平成23年度第3次補正予算
145億円のうちの40億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。（県外避難者への支援も対象）
①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供　②見守り等の支援体制の構築　③関係者間の総合調整

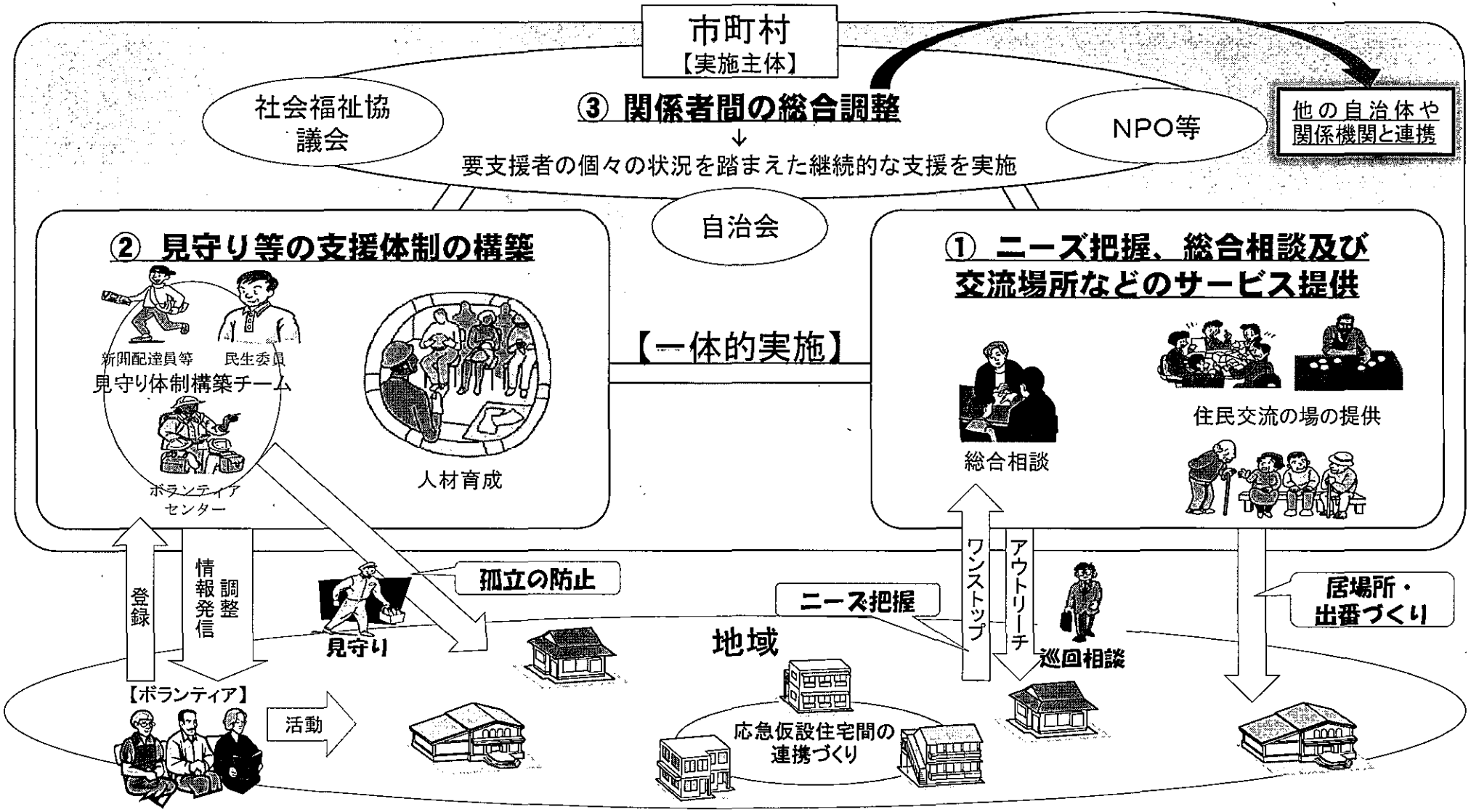

資料２－２－２
厚生労働省提出資料（参考資料）

地域コミュニティ復興支援事業

＜みなし仮設を中心とした支援事例＞

○実施主体：仙台市
○委　託　先：仙台市社協
＜事業概要＞
　仙台市社協が「地域支えあいセンター事業」として、地元住民から生活支援相談員を雇用し、借上民間賃貸住宅の被災者を対象に、12月から訪問活動を開始。
○みなし仮設住宅を巡回訪問。
○市内20か所の市民センターでの巡回相談
○被災者支援情報等の情報コーナー設置
○交流会やサロンなどを開催。

○実施主体：七ヶ浜町
○委　託　先：七ヶ浜町社協
＜事業概要＞
　仮設住宅支援の4者会議あり（市、地元NPO、レスキューストックヤード、町社協）。仮設住宅入居者の個別支援は地元NPO（アクア夢クラブ）とレスキューストックヤードが実施。貧困・困窮者「絆」再生事業で「きずな工房」を開設。
　一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の把握のために、町健康増進課と町社協が協同で訪問調査を実施。
　イベントの実施は、ボランティアセンターが中心となって実施。

地域コミュニティ復興支援事業

＜県外避難者の支援事例＞

○実施主体：山形県
○補　助　先：つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた（復興ボランティア支援センターやまがた）

＜事業概要＞
山形県内避難者の安定した生活の実現や広域にわたる被災地の復興を実現していくためには、被災地に隣接する山形県の息の長い支援活動が極めて重要である。県民、NPO及び行政が連携して立ち上げた「つながろう!ささえあおう! 復興支援プロジェクトやまがた」は「復興ボランティア支援センターやまがた」が中心となって県民活動分野の調整拠点にして、「ささえあいリスト」の再編や避難者向け情報誌の発行、被災者・被災地と県内ボランティアをつなぐコーディネート活動等を行い、避難者及び被災者の地域コミュニティの復興支援を行う。

○実施主体：山形県
○補　助　先：山形県社協

＜事業概要＞
山形県内には、放射能を恐れて福島県を中心に、13，000人を超える方々が民間賃貸住宅等に避難している。これらの避難者の孤立化を防ぐため、見守り活動や巡回相談を行う生活支援相談員を、山形市や米沢市をはじめとする市町村社会福祉協議会に配置。避難者は山形市や米沢市など複数の市町村にわたり居住していることから、効率的かつ公平な対応を図るため、市町村を統括する県が実施主体となり、市町村や県・市町村社協と連携し、生活支援相談員の体制を構築する。

被災者の健康の確保（被災地健康支援臨時特例交付金）

平成23年度第３次補正　２９億円

東日本大震災により長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、今後とも継続的な保健活動を維持することが重要。

このため、被災自治体における健康支援活動の体制の強化を図るため、地域保健活動を担う専門人材の確保など、仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行うもの。

【事業の対象地域】

仮設住宅が設置されている被災県

（介護基盤緊急整備等臨時特例基金（既設）の積み増し）

うち、岩手、宮城、福島の３県を重点支援（各9.6億円）

【事業内容】

以下のような事業について、県、市町村の創意工夫により実施可能

○　保健活動支援事業
- 被災地以外からの保健師等の人材確保
- 仮設住宅等居住者に対する継続的な巡回保健指導

○　巡回栄養・食生活指導事業
- 仮設住宅での栄養改善を図るための管理栄養士やキッチンカーによる巡回指導

○　被災者の健康支援方策について、市町村等が実施する効果的な手法を検討する協議会の運営

○　その他、自治体が必要と認める事業

事業例：　全戸訪問プロジェクト（仮称）

1　全戸訪問による健康状況確認事業の実施

被災地の仮設住宅等への全戸訪問により、被災者の健康状態を確認し、その結果に応じて保健指導等を実施

2　被災地健診・保健指導の実施

個別訪問時に、特定健診等既存の健診機会が確保されていない方に対して、被災者健診（仮称）の受診を勧奨

3　各種健康支援事業の実施

健康課題に応じて、バランスのとれた調理方法等の指導や運動健康教室、健康相談会等の開催

介護等のサポート拠点について

厚生労働省

概要・目的

○　被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。

○　介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度概算要求で30億円を計上。
（介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」）

○　**介護等のサポート拠点の各県毎の設置箇所数は115箇所（岩手県28箇所、宮城県62箇所、福島県25箇所）。**（平成24年10月1日時点（予定含む））

サポート拠点の一例（福島県郡山市）

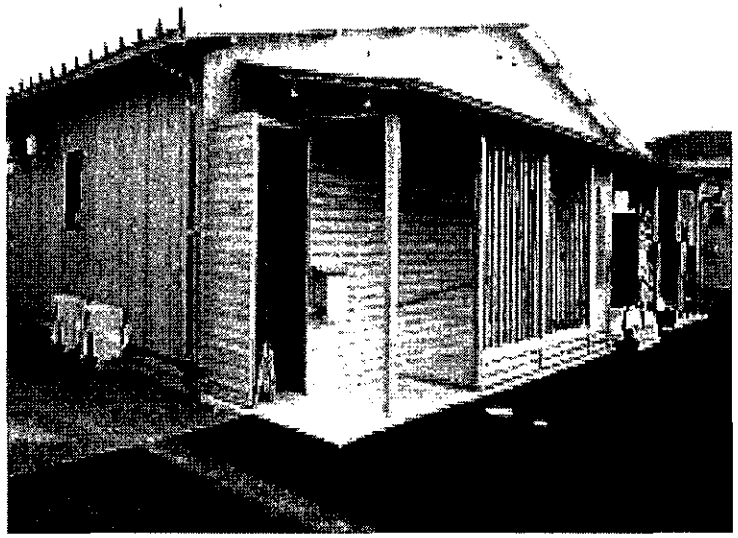

サポートセンター外観

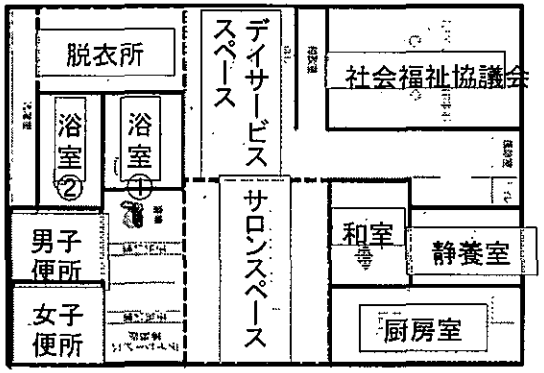

サロンスペース

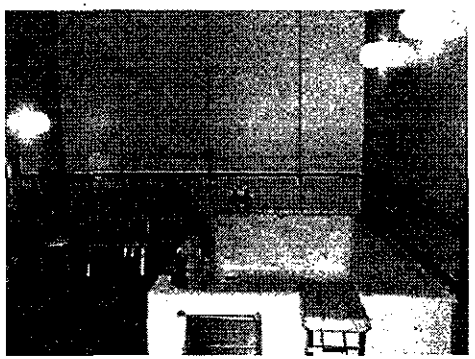

浴室

主な機能

- **総合相談**
- **デイサービス**
- **居宅サービス等**
  （居宅介護支援、訪問介護）
- **配食サービス等の生活支援**
- **地域交流**

東松島市被災者サポートセンター（宮城県東松島市）

開設場所：東松島市内４箇所（中央サポートセンター：東松島市大溜９番１号）
開設日　：平成２３年１０月１１日　　**運営主体**：東松島市、東松島市社会福祉協議会
施設概要：各センターに事務室、相談室等
機能　　：総合相談、生活支援、地域交流、心の相談

特色

- 被災者へのきめ細やかな訪問対応を行うため、市内３箇所（仮設住宅内）に被災者サポートセンターを設置するとともに、統括する中央サポートセンターを設置。
- 各サポートセンターに訪問支援員を置き、仮設住宅を戸別訪問し、相談援助やニーズ把握を実施。
- また、仮設住宅内の集会所等で各種相談会や交流イベント等を通じた支援事業も併せて実施。
- これら事業を通じ、被災者のニーズをデータベース化し、行政や関係機関と連携の上、課題の解決を行う。

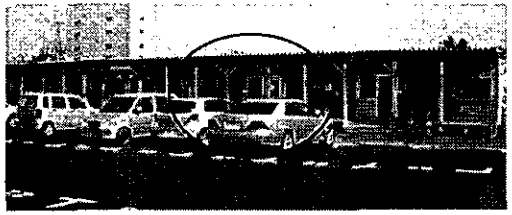

事務室は仮設住宅の空き室
（鳴瀬被災者サポートセンター）

鳴瀬被災者サポートセンター内部

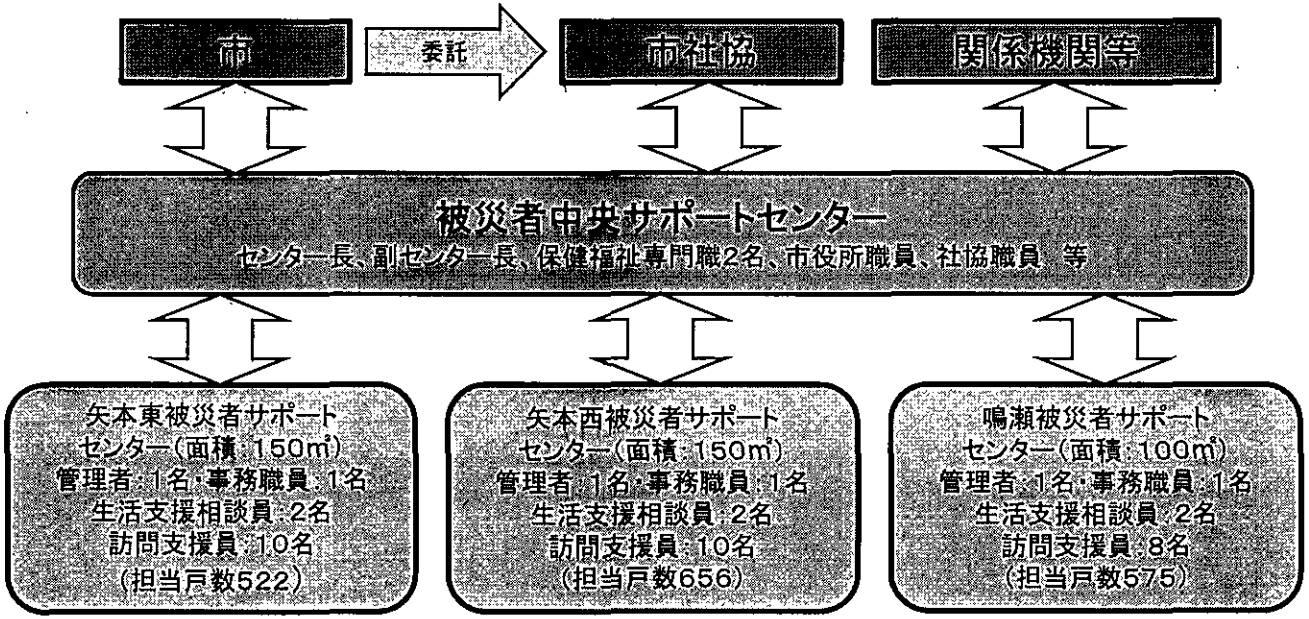

介護等のサポート拠点の活動状況　（平成24年2月1日時点）

【　被災3県のサポート拠点103ヶ所のうち、アンケートに回答のあった62ヶ所の概要　】

総合相談・見守り　（回答数：43ヶ所）	○1日あたり数名～10名程度が利用 ○週5～6日（岩手県、宮城県）　・毎日（福島県）開設
デイサービス　（回答数：16ヶ所）	○1日あたり10名～15名程度が利用、週5～6日開設 ○全て介護保険の通所介護の指定を受けている
配食サービス　（回答数：7ヶ所）	○1日あたり数名～10名程度が利用 ○毎日若しくは週5～6日提供
地域交流サロン　（回答数：29ヶ所）	○1日あたり10名～20名程度が利用 ○週1～2日（岩手県、宮城県）から週5～6日（福島県）開催 ○サロンでは、お茶会、ヨガ教室、おやつづくり、健康づくり教室、地域交流会等を開催
その他のサービス	○子どもの一時預かり（回答数：6ヶ所） →1日あたり数名程度が利用、週5～6日開催 ○その他、介護予防教室、浴室の仮設入居者への開放等を実施

介護等のサポート拠点に対する主な設置･運営支援

財政支援（地域支え合い体制づくり事業（23年度1次補正70億円、23年度3次補正90億円））

○ サポート拠点の整備や運営に係る費用（改修費、専門職種の者に係る人件費、旅費等）に対し、財政支援（介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助） ※補助基準額は都道府県知事が認めた額

設置･運営支援

○ サポート拠点の設置促進、運営支援の観点から、被災自治体に対して、サポート拠点のハードやソフトの例、費用の活用方法等を取りまとめた手引きを普及（H23年6月）

従事者研修に対する支援

○ 岩手県、宮城県、福島県に対し、県や市町村でサポート拠点従事者等に対する必要な研修の実施を促すとともに、研修実施に当たり講師派遣等の協力が可能な団体（全国社会福祉協議会、全国コミュニティライフサポートセンター等6団体）について情報提供（H23年12月15日付事務連絡）

意見交換等の実施

○ サポート拠点を設置する市町村の職員等を対象に「復興支援勉強会」を開催し、地域支え合い体制づくり事業費の活用方法やサポート拠点の取組内容等に関する情報共有や意見交換を実施

（開催状況）

日付	講師等	参加市町村等
H23.11.29	厚生労働省	21市町村、12団体、77名
H24.2.17	厚生労働省、東北厚生局、 NPO法人、福祉医療機構、全国経営協	17市町村、34名

地域包括支援センターについて

○　高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります（「地域包括ケア」の実現）。

○　こうした高齢者の生活を支える総合機関として「地域包括支援センター」が設置されています（全国で4,224ヶ所）。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ

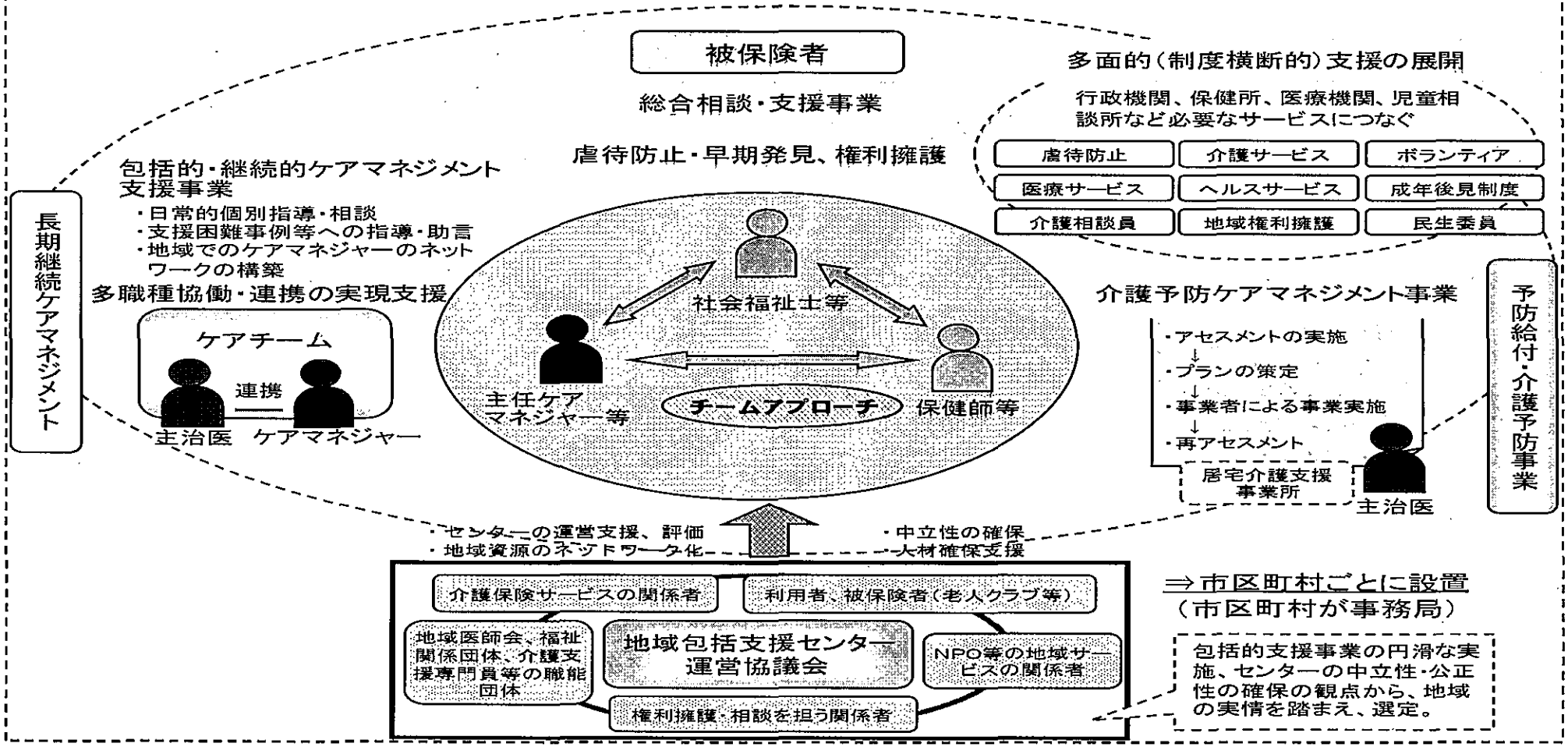

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて

○ 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
○ このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。
○ 2012年9月末現在では、56保険者(市町村等)、77事業所が指定。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞

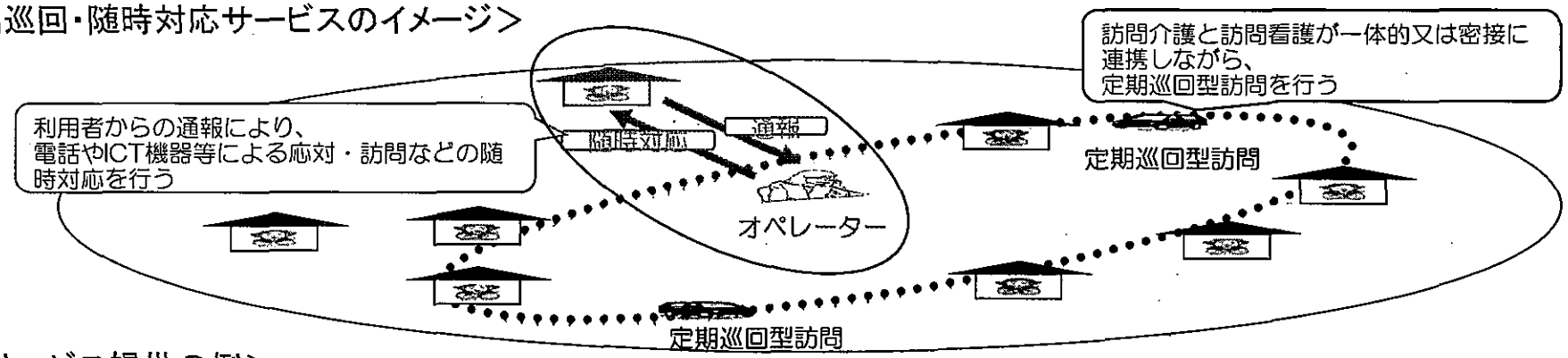

＜サービス提供の例＞

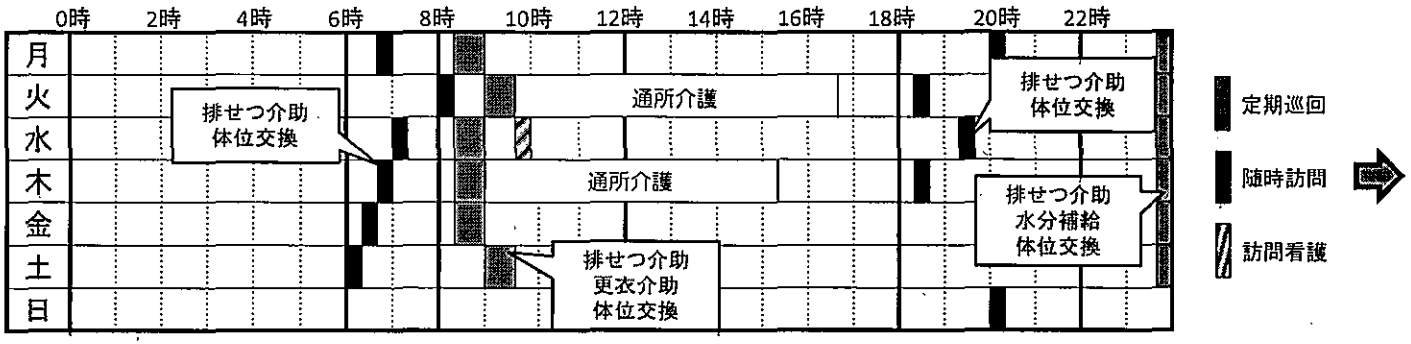

・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能

・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能

・定期的な訪問だけではなく、必要なときに随時サービスを受けることが可能

＜参考＞

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人／日)	283保険者 (1.2万人／日)	329保険者 (1.7万人／日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人／日	15万人／日

小規模多機能型居宅介護の概要

○　**「通い」を中心**として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅

在宅生活の支援

運営推進会議

サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員等が、運営に参加し、地域課題にも対応

小規模多機能型居宅介護事業所　全国で3,589事業所※

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、**「泊まり」**

《利用者》

○1事業所の登録定員は25名以下
○「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
○「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

○介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人＋訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）
○介護支援専門員1人

《設 備》

○居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
○泊まりは4．5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

※　平成24年5月審査分（出典：介護給付費実態調査）

□ 在宅医療連携拠点事業

24年度予算　2,058百万円（H23 109百万円）
重点化分　1,010百万円
復旧・復興分　1,048百万円

■本事業の目的

○ 高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気を持ちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められている。

○ このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。

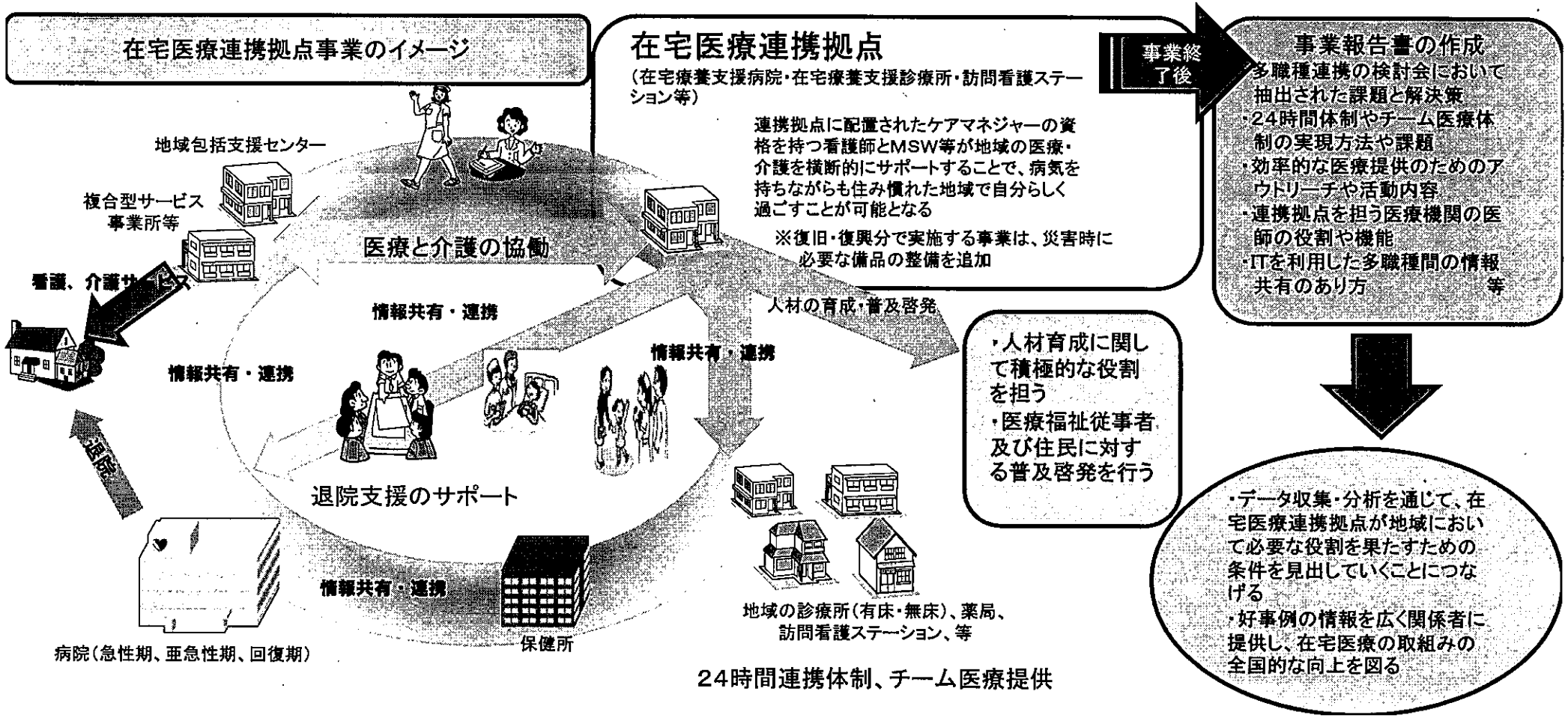

在宅医療連携拠点が行う事業

1）多職種連携の課題に対する解決策の抽出

・地域の在宅医療に関わる多職種（病院関係者・介護従事者等も含む）が一堂に会する場を設定する（年4回以上）。
そのうち一回は、各地域の行政担当官及び各関連施設の管理者が参加する会合を設定する。

2）在宅医療従事者の負担軽減の支援

・24時間対応の在宅医療提供体制の構築
ー24時間対応が困難な診療所、保険薬局及び小規模ゆえ緊急時や夜間・休日対応の困難な訪問看護ステーション等が在宅医療を提供する際、その負担を軽減するため、各々の機関の連携により、互いに機能を補完する体制を構築する。

・チーム医療を提供するための情報共有システムの整備
ー異なる機関に所属する多職種が適宜、患者に関する情報を共有できる体制を構築する。

3）効率的な医療提供のための多職種連携

・連携拠点に配置された介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーが、地域の医療・福祉・保健資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう関係機関に働きかけを行う。

4）在宅医療に関する地域住民への普及啓発

・在宅医療やそれに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、地域に浸透させるためのフォーラムや講演会等の開催やパンフレットの発行を通して、在宅医療の普及を図る。

5）在宅医療に従事する人材育成

・連携拠点のスタッフは、多職種協働による人材育成事業の研修のいずれかに参加し、都道府県リーダーまたは地域リーダーとして、在宅医療に関わる人材の育成に積極的に関与すること。

被災者健康支援連絡協議会について

○ 東日本大震災の被災者の健康支援のため、医療・介護関係団体により構成（代表：横倉義武日本医師会長）。
○ 協議会は、政府の復興対策本部の下で、①被災地の医療ニーズに対応し、医療チームの中長期的な派遣の確保、②避難所をはじめ被災地の健康確保上のニーズの把握、感染症対策など被災者の健康確保に必要な取組、を実施。
○ 協議会と厚生労働省及び関係省庁は、緊密に協力調整を図る。

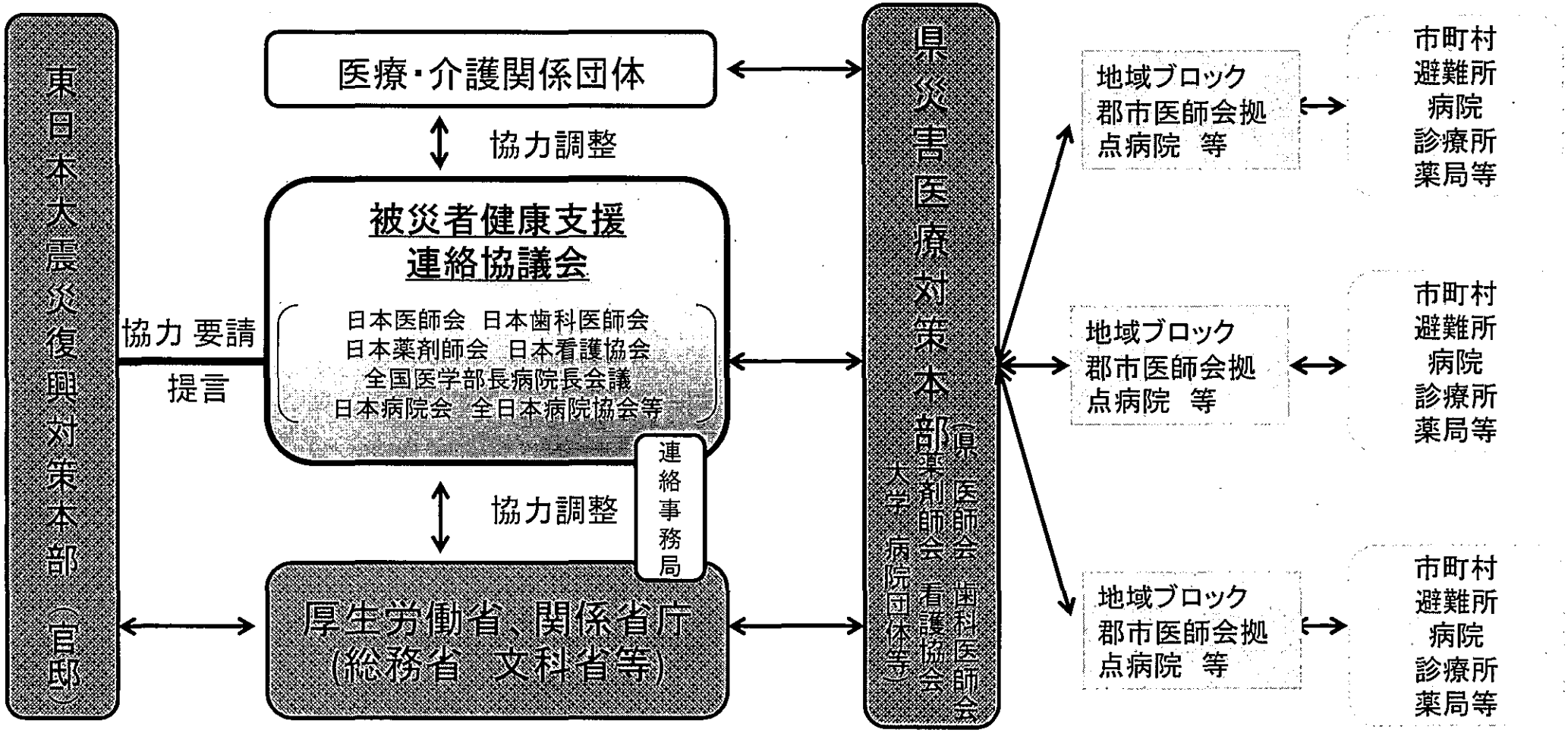

地域医療再生基金について

基金の概要

○地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置して、地域の医師確保や救急医療の確保などの事業を行うもの　。これまで、総額4，450億円（被災3県については23年度補正予算でさらに720億円を上積み）を都道府県へ交付。

基金の目的

○従来の病院毎（点）への支援ではなく、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく対象地域全体（面）への支援。
○22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。

基金の交付額

○21年度補正　予算総額2,350億円　（25億円×94地域）
○22年度補正　予算総額2,100億円（15億円×52地域＋加算額1320億円）
※被災3県に対する平成23年度補正予算の上積みは別紙参照

基金の詳細

◎都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援

○対象地域　【21年度補正】二次医療圏を基本とする地域
【22年度補正】都道府県単位（三次医療圏）　※一次・二次医療圏を含む広域医療圏
○対象事業　地域の実情に応じて自由に事業を決定
（医師確保対策や救急医療体制の強化、ICTを活用した診療情報の共有　など）
○計画期間　平成25年度まで
○交付決定　【21年度補正】22年1月29日に交付決定済み
【22年度補正】被災三県以外については23年12月12日交付決定済み
被災三県については24年3月7日までに交付決定済み
○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

別　紙

被災3県のみに積み増しされた地域医療再生基金について

23年度3次補正
720億円

事業概要

都道府県が策定する地域医療再生計画・被災県が策定する医療の復興計画に基づく事業を支援

➡ 都道府県が医療機関等に配分

○予算額：720億円（岩手県：176億円、宮城県：394億円、福島県：150億円）
○対象地域：被災3県（岩手県、宮城県、福島県）のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に支援
○事業期間：5年間（平成23～27年度）
○事業内容：被災県が策定する医療の復興計画に基づく事業
○予算の配分：被災県毎の被災状況や被災県から提出される医療の復興計画の内容などを踏まえ検討

【基金による支援の例】

被災医療機関等の再整備（施設・設備）

医療機関相互の情報連携の基盤整備

在宅医療推進のための拠点機能強化

医師、看護師等の派遣体制の支援

地域医療支援センターについて

地域医療支援センターの概要

➢地域医療に従事することによる医師の不安を解消しながら、医師不足病院の医師確保を支援するために都道府県への設置を進めている。 厚生労働省から運営費を補助。

予算額：平成25年度概算要求　11．4億円（平成24年度予算 7．3億円）
（33箇所）　（20箇所）

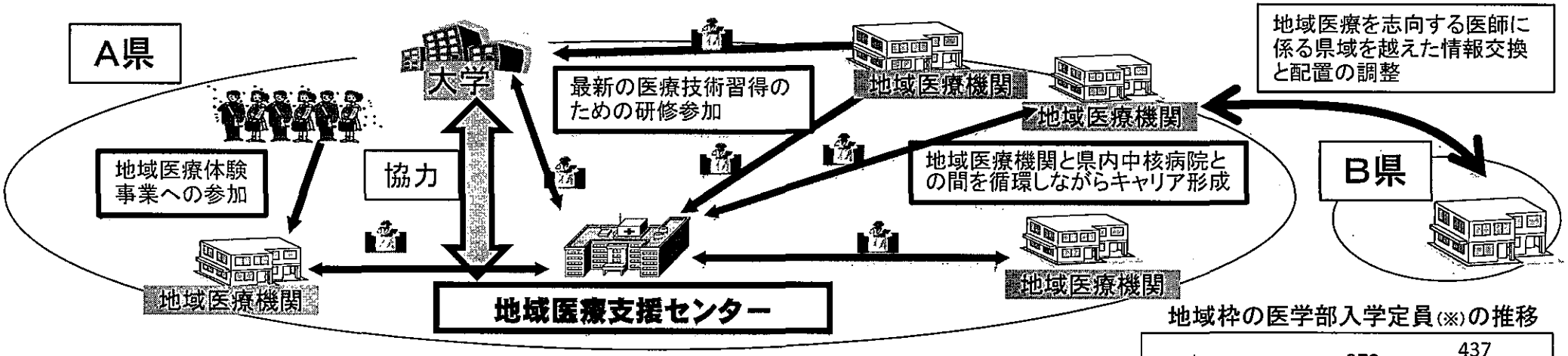

地域枠の医学部入学定員(※)の推移

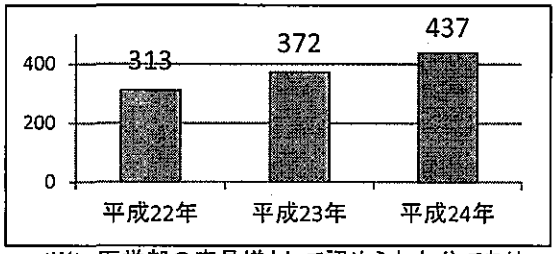

(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

地域医療支援センターの役割

- ○ 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取組むコントロールタワーの確立。
- ○ 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学と調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ○ 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。

- ➢ 平成23年度以降、20道府県で合計620名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。（平成24年7月末時点）
- ➢ 平成25年度は、先行実施県での事業実施状況を踏まえ、支援センター事業がより広域的に推進されるとともに、各県支援センター間のネットワークが形成されるよう、来年度の事業実施の意向を持つ13箇所を加えた33箇所の運営経費について要求する。

厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター

【センターの概要】

緊急時避難準備区域であった相双地域等について、厚生労働省として、現地の医療機関・福祉施設の従事者確保の支援等を行うため、平成24年1月27日福島県相双保健福祉事務所内に設置し、4月より、医系技官、医政局職員、東北厚生局職員、看護技官、福祉関係部局職員を毎月複数名を現地に派遣（ただし、東北厚生局職員1名は常駐している。）し、現地におけるニーズの把握、関係機関との連絡調整等を行っている

※相双地域等：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡（2市7町3村）及びいわき市
※ 平成23年10月7日から平成24年1月27日までは、「相双地域医療従事者確保支援センター」として活動）

【センターの業務】

①現地におけるニーズの把握
②県、市町村、被災者健康支援連絡協議会等関係機関との連絡調整
③支援活動
※全国の医療関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会等との連携により支援を実施
※全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等支援

【センターの活動主な実績】

○南相馬市立総合病院への福島県立医科大学からの医師派遣を調整。（医療分野）
○南相馬市の雲雀ヶ丘病院への医師派遣を調整し、精神科の入院診療再開に貢献。（医療分野）
○平成23年10月以降、医療機関、自治体、関係団体等を7月30日現在で延べ約300回訪問し、実情やニーズの把握、関係者間の調整等を実施。（医療分野）
○平成24年2月1日から7月30日の間、自治体、関係団体、各施設、仮設住宅等を延べ約80回にわたって訪問し、情報収集等を実施。（福祉分野）

平成２４年１１月２日

厚生労働省社会・援護局
老　健　局

（平成２４年５月３１日設置）

「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」について

１　趣　旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、福島県相双地域等における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の職員不足の状況に鑑み、当該地域における職員不足の解消に資することを目的として、施設職員の雇用対策及び応急的な職員の応援に関する実施方策を検討する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置すると共に、その下部組織として「福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議」を設置する。

２　検討課題

「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」においては、当面、福島県相双地域等における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の職員不足に対応するための雇用対策及び応急的な職員の応援について具体的な実施方策を協議する。

３　構成員

同会議の構成員は別紙のとおりとする。

４　会議の運営

同会議の運営は、福島県と厚生労働省が協働で行う。

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ

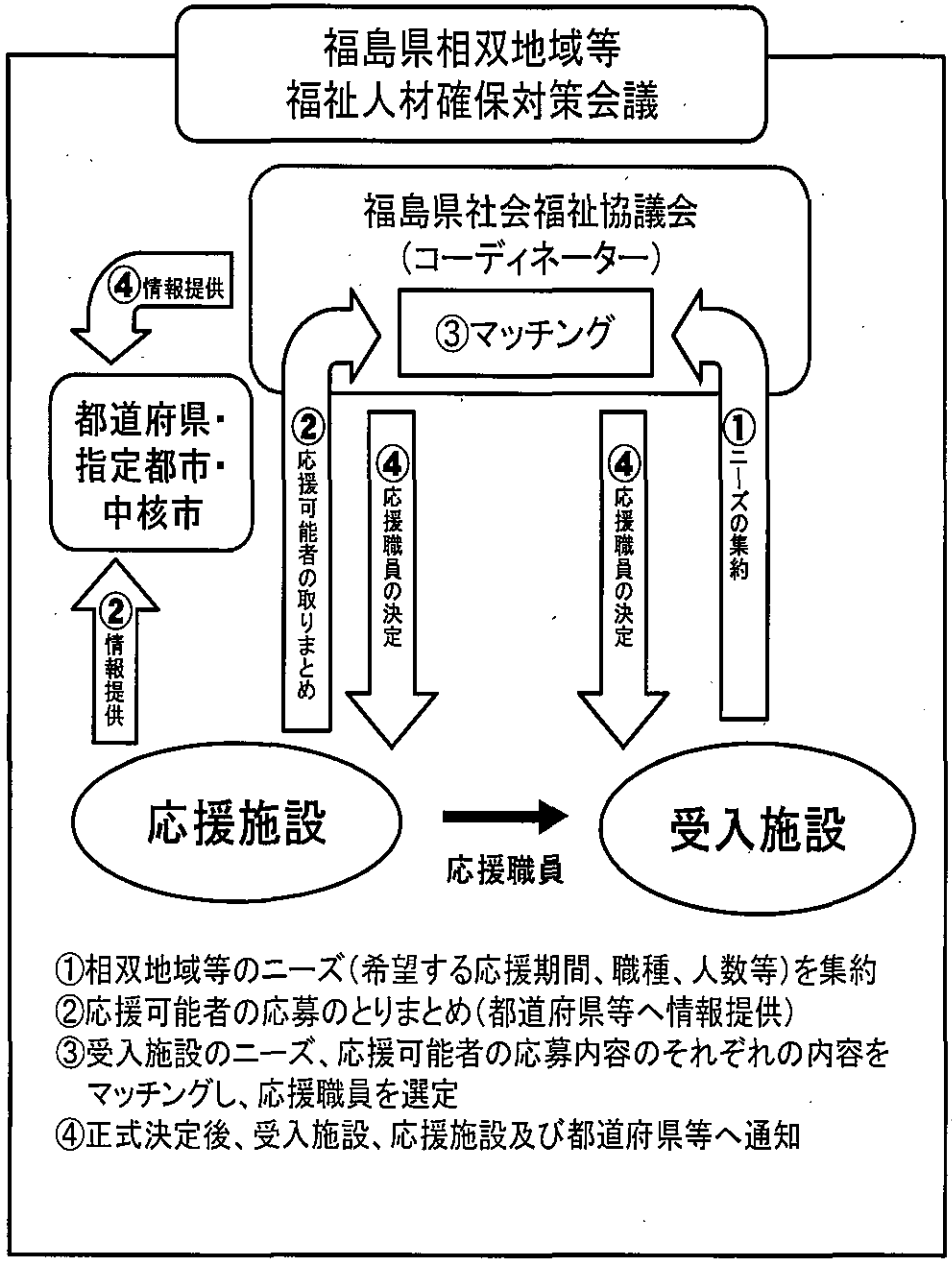

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議 参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

【参考】

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議等の開催状況

○福島県相双地域等福祉人材確保対策会議

第１回　平成２４年　５月３１日

○福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議

第１回　平成２４年　５月３１日

第２回　平成２４年　７月２０日

○その他

平成２４年１０月１９日

いわき市において、市長との面談及び福島県庁、いわき市の福祉担当者との意見交換

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

平成24年9月28日(金)
【照会先】
老健局高齢者支援課
(担当・内線) 課長補佐 高橋洋一(内線3970)
(直通電話) 03(3595)2888

報道関係者 各位

福島県相双地域等への介護職員等の応援について(結果)

東京電力福島第一原子力発電所事故による、福島県相双地域等における特別養護老人ホーム等の職員不足に伴い、今年6月「福島県相双地域等への介護職員等の応援について(協力依頼)」を通知したところでありますが、このたび、第2期応援期間(24.10.1~12.31)の応援施設と受入希望施設との条件の調整(マッチング)が下記のとおり整い、受入希望人員は概ね充足したので、お知らせします。

記

(単位:カ所・人)

受入希望施設	受入希望人員	受入人員(24.10.1時点見込)	第2期応援期間(24.10.1~12.31)見込		参考:第1期応援期間(24.7.1~9.30)実績	
			応援施設	応援人員(延べ)	応援施設	応援人員(延べ)
特別養護老人ホーム						
南相馬市						
長寿荘	1~2	2	8	15	6	11
福寿園	2~3	2	3	13	8	10
竹水園	2~3	3	7	10	7	11
相馬郡飯舘村						
いいたてホーム	2~3	1	1	1	1	1
双葉郡広野町						
花ぶさ苑	2~3	3	4	9	5	9
計	9~14	11	23	48	27	42

・「受入希望人員」については、受入希望施設が応援期間3ヶ月間で受入れを希望する人数。
・「応援人員」については、調整の結果、14日~1ヶ月程度の応援する人数で、延べ48名の応援人員となった。(全国社会福祉施設経営者協議会の取組みを含む。)
・第2期応援期間での介護職員等の応援については、一部引き続き福島県社会福祉協議会が調整(マッチング)中である。また、福島県南相馬市に住居を10戸確保済み。

なお、福島県相双地域等への介護職員等の応援事業は、引き続き以下の通り実施予定。

募集期間		応援期間
開始日	締切日	
24.11.1	24.11.15	25. 1.1~25. 3.31

(参考) この事業の詳細:福島県社会福祉協議会HP http://www.fukushimakenshakyo.or.jp